

昭和28年法律第181号附則第20項の規定による

遺族年金
弔慰金 裁定証明書

公務員 (氏 名)

扶助料請求者 (遺族年金受給者)
弔慰金

公務員との続柄

(氏 名)

上記公務員の死亡につき、上記扶助料請求者に対し、戦傷病者戦没者遺族
等援護法の一部を改正する法律（昭和28年法律第181号）附則第20

項の規定による遺族年金を給すべきものと決定して [証 書 記号]
弔慰金 裁定通知書

第 号 (年 月 日付け) の遺族年金証書
弔慰金裁定通知書

を交付したことを証明する。

年 月 日

厚生労働大臣 印

備考 扶助料請求者が遺族年金を受けたときは、遺族年金の裁定について証明し、
扶助料請求者が遺族年金を受けなかったが弔慰金を受けたときは、弔慰金の裁
定について証明すること。